

令和8年度 部活動の基本方針（ガイドライン）

静岡県立島田高等学校

1 校訓とスクール・ミッション

○校訓

【希望】 高い志を持ち、自ら学び、未来を展望する人

【友情】 互いに研鑽し、他者を敬愛する人

【努力】 自分を磨き、夢や目標に挑戦する人

○スクール・ミッション

専門的な学びのための高等教育に備える志檜地域の高校として、良き伝統、校風を継承発展させ、主体的な授業、充実した課外活動、学校行事を通して、新たな社会の形成者としての高い知性、豊かな感性、健やかな心身、多様な国際感覚を備え、地域社会に貢献できる人材の育成を目指す。

2 目指す学校像

(1) スクール・ポリシー

【グラデュエーション・ポリシー】

- ・現代社会を主体的に生き抜く逞しさを持った生徒
- ・新たな社会の形成者として、高い知性、豊かな感性、健やかな心身を備え、将来、地域社会に貢献できる生徒
- ・校訓、「希望」「友情」「努力」のもと、こころざしのあり方、人としての生き方、社会貢献への使命感を自らに問いかけながら学業に取り組む生徒

【カリキュラム・ポリシー】

- ・生徒の高いこころざしを育成して希望する進路の実現を図るために、ICTを利活用しながら 授業外学習と連動した質の高い授業を創造する
- ・「人として正しく生きる」ために自立した生活態度の育成を図り、多様な価値観に対応した規範意識を涵養する
- ・豊かな人間性、国際感覚、他者との良好な関係づくりとソーシャルリテラシーを備え、現代社会で逞しく生き抜く力を養う

【アドミッション・ポリシー】

- ・高いこころざしをもち、自ら学び、向上しようとする生徒
- ・出会いを大切にし、互いに信頼関係を築き、人としての生き方を追求する生徒
- ・夢や目標の実現を目指し、自分を磨き、挑戦する生徒

(2) スクール・ポリシー具現化の柱

- ア 進路実現のための授業改善と基礎基本の定着
- イ 基本的な生活習慣の確立と規範意識の涵養
- ウ 主体的に生きる力と社会的リテラシーの育成
- エ 学習・教育環境の整備と地域の信頼を担う学校づくり
- オ 広報活動の充実と中高・高大連携の推進

3 令和8年度設置部活動

【運動部】

- ・女子バレーボール・男子テニス・女子テニス・卓球・陸上競技・弓道・剣道
- ・硬式野球・男子バスケットボール・女子バスケットボール・サッカー
- ・女子バドミントン

【文化部】

- ・吹奏楽・美術・放送・書道・総合文化

○部活動の新設、休・廃部

部活動の新設、休・廃部については、別に定める規定による。

○部活動への所属

部活動への所属は任意とする。

4 部活動の方針

(1) 活動の理念

- ア 本校における部活動は、生徒の人格形成（責任感、連帯感、公平・公正な態度、主体性・創造性の育成）に大きく寄与し、「希望・友情・努力」を校訓に掲げる学校文化の中で、極めて重要な役割を果たす教育活動である。
- イ 本校における部活動は、より高い水準や記録に挑戦したいという生徒の本源的な欲求に応え、爽快感・達成感等の精神的充足や楽しさ・喜びをもたらす教育活動である。
- ウ 本校における部活動は、生徒が異年齢集団に属し、仲間や教員等との密接な関わりを通して、社会性・協働性を育む教育活動である。
- エ 本校における部活動は、目標の達成に向かって互いに励まし合い、切磋琢磨しながら高め合う営みを通して、他者の多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、よりよい社会づくりに参画する資質を育てる教育活動である。

5 部活動の運営指針

(1) 活動計画等

顧問は、活動の目標を定め、活動計画（年間、月間、長期休業中等）を作成し部員及び保護者に示す。なお、作成に当たっては以下の点に留意する。

- ア 部員の健康・安全を最優先し、合理的かつ効率的・効果的な計画を作成する。特に夏季の熱中症対策には万全を期する。
- イ 原則として、週休日の1日、平日の1日を休養日とする。ただし、各種目の特性・大会日程等により活動にシーズン性が生じる場合もあることから、年間を通算して同等の休業日を設定してもよい。
- ウ 定期試験1週間前から活動休止とする。大会等の日程によりやむを得ず活動をすすめる場合には、顧問は大会名、大会日程、活動時間等を所定の場所に記入すること。
- エ 原則として、平日の活動は午後7時までには終了し、7時15分完全下校とする。

(2) 合宿・遠征等

顧問は、合宿・遠征等を実施する場合、以下の点に留意する。

ア 部員の健康・安全を最優先し、合理的かつ効率的・効果的な内容とする。

イ 実施の目的やねらいを明確にした実施要項等を作成し、事前に部員および保護者に示す。

必要に応じて保護者の参加承諾を得る。

(3) 施設・設備等

顧問は、使用する施設・設備、用具等について、以下の点に留意し、適正に管理する。

ア 常に点検・整備に努め、適正な施設管理を実施して、部員の安全を確保し、事故を未然に防ぐ。

イ 部員を指導し、施設・設備の美化、用具等の整理整頓に努める。

ウ 特に部室については、前項イを徹底し、部活動以外の目的に使用することがないよう監督する。

(4) 部費等の適正管理

生徒会の予算以外に徴収する部費等の管理については、県教育委員会が定めた「学校徴収金等事務処理基準」に基づき、適正に管理する。